

安政2年折生迫漂着江南沙太壽商船 について — 下 —

—— 近世日向漂着唐船史料の紹介 ——

黒木 國泰

The Chinese Ship casted upon the Coast of Oryuzako Hyuga in 1855: An Introduction to Source Materials (2)

Kuniyasu KUROKI

1. はじめに

安政2年5月11日(1855年6月25日)夕刻に、日向の国の折生迫に唐船が漂着した。折生迫は、日南海岸国定公園の北端にあり、現在は宮崎市域である。しかし藩政時代には飢肥藩領であり、漂着唐船についても飢肥藩が対処したわけである。

ここで紹介する史料は、飢肥藩清武郷の明教堂教授の阿万豊蔵(1810-1876)が、唐人との26日間の筆談往復記録をまとめたものである。(1) 豊蔵自身の筆談だけでなく、彼が先生と呼ぶ落合双石の筆談記録も引用されている。

この漂着唐船の乗員は、わずか11名であり、その教養も高くない。この船は長崎での貿易を目指したものではなかった。実は江南の沙船であり、船籍が太倉州太河県の1甲130号の沙太壽船であった。山東省・東北と上海を結ぶ北洋沿岸の交易船だったのである。(2)

さて小稿では、5月24日の唐人とのやり取りを受けての阿万豊蔵の文章からはじまる。すなわち、この日、阿万豊蔵が落合双石の唐人宛書簡を唐人にわたし通達した。その内容は、次の3点である。①6月初頭に、長崎出航の事。②日本人5人を唐船に乗せるための寝場所の確保の事。③質唐人2人を飢肥側の番船に乗せることの再確認。以上であった。これに対して、唐人側の返答はこれまでの経過を述べ、早く帰国したいことを強調するのみであり、全く要領を得なかった。

2. 史料の紹介と解説

(1) 落合双石の再駕を願うが、許されず

余案來札所陳，不與我所告諭，相關涉是無他，蓋彼

不會我意，所以云々也，若時以書札往復，適益潰々而已，故自非先生來此通辨，未易遽以書札告諭也，於是走書稟告先生，請其再駕，

二十五日

送酒三升，到沙大（太）壽船上，是日未牌，先生報書到，稱余既老憊，而今新病起，不耐屢奔命，且也發程在近，事亦頗紛冗，〔不〕得已，吾欲已，乃為遺（遣）報覃（補註）一通，吾子其代余承當，

報覃一通

昨（3）日你們稟告，有父母妻子在家，俱望你們還鄉，所以請我朝（早）點送（4）到長崎，我

王上（5）憐恤遠商，體察你們父母妻子倚門陟岵的至情，特命我們，把六月朔日起程，送你船到長崎，長崎港，在西北隅，距此地二千餘里，海路險遠，所以發出職事人員數十人，舵工水手百餘人，及大小船數十隻捧送，裝載六十日糧米水菜柴火，其他零碎物件，你們想々看這許多人衆物件，一兩日之間，那里能辦來，六月朔日是不過出六七日，你們也要體認我

王上憐恤的至意，忍耐待日期，所以特報知此意，你們必要仔細體認，耐得待日期之至

五月廿五日 譯官書記具艸

到沙大（太）壽船部・茅兩舵工

収覽

余以為毛漢所以稟告云々者，以不會我所告諭也，而（6）今申之，以是或庶乎不可，先生虽（雖）勞劬乎，若得來此告諭，彼此情意了然而已，非余往從其駕，不可乃走到城下，稟之長官，々々曰，吾子其試再三告諭，必不可得，而後請先生，亦未晚也，乃謀之先生，先生亦曰然，往試可也，

かくして豊蔵は、唐人との意志の疎通がはかれないため、落合双石の再駕を請い、唐人に対して直に伝えて欲しい旨、要請した。ところが25日14時頃に双石から書簡が到り、病と目前の長崎出航準備のために、外浦出張が不可能であるので、唐人宛の書簡一通を送り、君（豊蔵）が私の代わりに承当してくれとの事であった。唐人宛書簡の内容は次のとおりである。6月1日に長崎に曳航すること。長崎港は西北の方、2,000余里の地であり、海路險遠のため、随行員が数十人、舵工水手100余人、曳航のための大小の船数十隻、60日分の糧米・水・野菜・薪その他の細々としたものなど、多くの人員・物件を一兩日の間に調えることは不可能である。6月1日といっても、わずか6・

7日後のことである。このことをよく理解して忍耐して欲しい。このような内容である。しかし、豊蔵は、唐人に対してかさねて書簡で告諭しても恐らくだめだろう。双石先生が直接に唐人と話せば理解が得られると判断し、飢肥城下に行き、このことを長官の郡司傳兵衛に願い出た。しかし、長官は、豊蔵に対し、君が再三唐人に告諭しても説得できなかつたら、しかる後に落合双石に要請すべきである。それからでも、遅くはない、と豊蔵の願い出を拒否した。そこで双石先生に相談したが、双石も、その通り豊蔵がやればよろしいと述べた。この間の苛立ちのためか、豊蔵はあれほど尊敬していた唐人に対して、「毛漢」なる蔑称を使っている。中国および中国人に対する強い憧れと尊敬、そしてそれが裏切られたことによって生じた蔑視する悪意が豊蔵の中に同居しているのである。

(2) 長崎曳航について人質などの約束を決める

二十六日

鷄鳴癸城下，辰牌到外浦，即到船上，筆話(7) 往復如左，

往

審了船上少水，今日可送致，

復

今日大老爺送水，吾小人，自好々々，多謝々々，

往

剃刀二，

右應你們所需借之，剃頭了，要還之，

復

吾小人告大老爺所借剃刀，吾剃好頭還之，

往

此地該管，把六月朔日起程，送你船到長崎，你們必
要耐得待日期之至(8)，

復

吾小人稟告大老爺，所有前日年老老爺說，待六月
初豆(頭)，吾小人出来日之長遠，吾心中朝(早)以還鄉可也，
吾家中父母妻子望吾還鄉，故以心中即照，

往

先日你們稟告，有父母妻子在家，俱望你們還鄉，所
以急速開洋，送到長崎，是長官憐恤遠商的至意，你
們亦要體認這意，六月朔日，是不過出五六日，日期
非長遠，你們要忍耐待日期，

復

吾小人所有海路不熟，吾求大老爺送吾小人船長
崎港，吾可以帰帆，老爺六月初五六之日待，事好事

妙，

往

放洋時節，應把吾官船的人五名，上你船做當，

復

如好如妙，

往

所以你船要揀撰（選）安置這五名的處，

復

如有安置五名處，如好如妙，

往（9）

此時余起而顧望船上，求安頓五名的處，遂與茅
獻陽到船樓，指這處問，是不是，獻陽掉頭舉手，為帆
脚飛翻之狀，又相與觀船前頭，獻陽又掉頭，不可，乃
復還本座，指這處問，是不是，

復

此船此（10）處可以，

往

是乎，

復

是々，

往

你們也要揀撰（選）兩個人名，上吾官船做當，

復

是々，

往

這兩個人名，須要順次交代，可也，

復

揀撰（選）有年人名交代可也，

往

你們所曾停泊浦戶港，是

日本土佐國管下的浦戶麼，

復

吾小人碇泊浦戶港，凡月之素為者，海路不熟，

此時出地圖，指土佐國管下的浦戶港，問這港是不
是，

答

是々，

往

只齊嶋，如何，

此時，獻陽指浦戸東邊幾里的港，答是，

往

只齊嶋政廳長官姓名如何，

復

長官姓名不説，

往

浦戸港長官姓名，

復

有一為姓吉，

前日の25日に、双石再来駕の願いが入れられなかった豊蔵は、26日にやむなく、鶏鳴の中を飢肥城下を出発し、午前8時に外浦に到着した。ただちに唐船上にいたり、腹を括って唐人との筆談を始めた。

さて、その26日のやり取りの内容は、次のようである。

①唐船からの給水依頼に応じたこと。②剃刀2挺を貸す。

③唐人が早く帰国したい旨の要求を出しているのに対して、豊蔵は、あと5・6日後の6月朔日には出航するので忍耐せよ、と前日の双石書簡を要約した内容の説得をしている。幸い唐人が素直に聞き入れてくれたので、人質などの相談もできた。

④出航の時、飢肥の5名が沙太壽船に乗船すること。船内に5名の居場所を決めておくように命じる。豊蔵が唐船に乗り込み、茅献陽とともに身振り手振りを交えて、5名の居場所を決定した。

⑤2人の人質について、老成の人物を選んで交替させることができることの確認。

⑥日向に漂着する前に停泊した浦戸港は、土佐国の浦戸であること、さらに飢肥藩側が、地図を出して位置を確認した。また漂着した只齊嶋が、浦戸港から東方数里の位置にあることを確認し、只齊嶋の長官の姓名を問うている。唐人は、長官の姓名は知らないけれど、浦戸の長官の姓は吉だという。

以上で、浄書本の26日の記事は終わっているけれど、原稿本には、この後に、同じく唐人による次の文章が載せられる。しかし浄書本には掲載されなかったのである。原稿本は唐人とのやり取りの筆談の記された紙片をつぎはぎして編集していると推察できる。

方今西南風時節，西海不好行船，所以東北走到長崎，

吾船至長崎港，要西北針路去，可以還郷，

順風則疾，逆風不行，針路我也不熟，須謀諸舵工可也，

此地到長崎西走，
西南風不好走，
是々，

唐人の文章として、この季節の風は西南の風であり、時計周りでの長崎行きは不可能であること。東北走すなわち豊後水道・関門海峡まわりでの長崎行きが妥当なることを述べている。薩摩ルートをとらなかつたのは、政治的理由だけではなかつたのである。

原稿本には、さらにこの後に、5月26日付の阿万豊蔵から郡司傳兵衛宛の手紙の下書きがある。内容は、郡司の命令に従って、唐船上に取調のための場所を決めた事の復命である。文中「右の場所ニ候得者、志つらい之附様ハ無御座候間、たたみ又ハうす縁類敷候迄ニ而、可然哉」とある。この日の記事に見える飴肥藩の5人が座る場所を設定したことを、長官の郡司傳兵衛に報告したわけである。豊蔵は、郡司傳兵衛の命令を受けて行動していたのである。この手紙の中に、「別紙筆語写差上申候」とあり、筆談往復の書付けの複写を長官・郡司傳兵衛に送っている事が記されている。筆談記録の写しによって、報告していたわけである。

二十七日

報覃_{ママ}

酒一斗，（日本斗：割注）

鯉挺十二，

右二種，慰勞你們碇泊這地，經過拾幾天，贈致，須吃了，

致沙大（太）壽船上人衆

五月廿七日 該管_{ママ}

復

吾小人告稟大老爺，為吾小人費用心記，時山時海，(1)

日日在此地方，費大老爺酒漁（魚），吾小人不當，多謝

々々，零謝々々，

大老爺上公

五月二十七日 茅獻陽謝覃_{ママ}

台殿

この日、飴肥藩は唐人に酒と肴を贈って慰勞した。唐人は慇懃なお礼を述べている。

(3) 唐人が上陸を要求

二十八日

<A>

往

你們要在船上安頓，不許上陸，這是本邦的法度，你們謹飭，勿違法度，

(12)

復

吾小人該管稟告

大老爺，水手人等，吾不許上陸，在船安息下處，上陸費大老爺催管，吾自不知此地法度如何者乎，當有水手上陸，鎖押下船，如好々々，

大老爺上公

廿八日

舵工 吳邵廷拜

台殿費心

稟

費大老爺燭（鳳）送吾小人点火，

往

蠟燭十，

右應你們所需，贈之，

到

沙大（太）壽船上人衆

五月廿八日

該管

原稿本のこの位置に貼紙があり、「他們不上陸，你老爺不要問（問）他」と太字で記される。筆談の際の唐人からの書付けと推察できる。内容から推して，後の6月2日に唐人が龍興寺で饗応をうけた際に，まだ上陸していない唐人4人に対して，飢肥藩が再三上陸を促しているのに対して，茅献陽がその必要はないと述べた書付けである。

原稿本には，この蠟燭10本を贈るやりとりの記事が前の<A>にもある。浄書本は<A>では省略している。

復

吾告稟

費大老爺鳳（奉）送蠟燭，吾小人不當，叩費叩費，多謝
々々，零謝々々，
大老爺上公 五月廿八日 茅獻陽謝拜
台殿

(13)

[二十九日]

<C>稟 (14)

所有前日張氏告稟

大老爺，人為之木，々為之土，船非唐漂流長月之日，
人為木能勝火，上陸不許，何故自乎者也，吾小人不
有橫蠻，不有那（拿）此地貨物，小人生意之人，自何乎，語
國 (15) 也有漂流到船吾中華，

張聖楊記

大老爺寫待到中華船上，此這法度何橫何蠻，何如
何為者乎，

余即到船上，筆語往復如左，

往

長官憐恤你們漂盪，有請必許焉，有求必給焉，雖然
本邦自有法度，不可廢替，

復

此地本邦自法度，吾小人言要聞之，

往

乃如上陸，固所不許，然而你們漂盪，亦既久遠，其請
上陸亦宜，故吾陳其情願，稟之長官，待明日，準不準 (16)
明白了，

復

仰 (17) 大老爺不許上陸，吾們不要上陸者乎，

往

吾既陳你們情願，稟之長官，準不準待明日，可也，

復

是々，

(18)

往

綿糸二百條，
縫針四本，
右二種量（諒）知你們所乏，送來，

復

吾小人費大老爺心記，吾小人不敬當，多謝々々，零
謝々々，

(19)

28日の筆談の冒頭に、沙太壽船の乗組員に対して、船上に安頓しているように、上陸を許さないのが本邦の定めであり、決して破ることのないようにと伝えている。これが結果的には藪蛇だったのであろう。これに対して、呉邵廷から上陸を許されないことに不満ながらも、日本の法に従うとの返答があった。ところが29日になって、前日28日の張聖楊からの烈しい上陸の要求の<C>の筆談書簡が掲載されたのち、上陸を許さないのは野蛮な法だという抗議があったこと。それをうけて阿万豊蔵は上官の郡司傳兵衛に報告し、唐人を上陸させるように依頼している。唐人へは、翌日返答する旨伝えた。

(4) 唐人を龍興寺で饗応する

卅日

往

我體認你們切請上陸的情願，稟之長官，々々量（諒）知
你們久遠漂盪，格外特垂憐恤，允準（准）一日上陸，且給
浴湯吃飯，如其日期，我須報告，

到沙大（太）壽船上人衆

五月晦

該官

復

吾小人稟告，大老爺費心記，事山事海，吾不敢當，吾
小人在此碇泊，叩老爺情意恩身好意，多謝々々，零
謝々々，

大老爺上公 五月卅日 吳邵廷拜

台殿

往

我先報知，長官允準（准）你們一日上陸，如其日期，我須
報告，今我報告，你們待明後日上陸，可也，吾且備具

浴湯吃飯，待你上陸，

到沙大（太）壽船上人衆

五月晦

該管
ママ

復（20）

吾小人稟告，大老爺為吾小人到此地碇泊，吾要上陸你們大老爺費心記，自多々々，其鄉明後日，是好々々，吾小人零謝々々，多謝々々，各為大老爺，

いとも簡単に，翌30日には飢肥藩からの唐人上陸の許しが出た。ただし1日の上陸，つまり宿泊を認めないこと，浴湯と食事を給するとの約束であった。日時については，はじめは不明であったが，のちに明後日の6月2日であることが伝達された。

六月朔日

報禀
ママ

吃煙十一封，

右給與沙大（太）壽船上十一名各位，

六月朔日

該管
ママ

復

吾小人稟告大老爺，吾漂此港，老爺情意恩生，送煙物吾，如妙如好，老爺嶺意（21），多謝々々，零謝々々，大老爺上公 六月朔日 茅猷陽謝草
舵副

水手同拝

台殿

是日郡司某，森某書到曰，吾輩今日到油津上船，以漂客明日須上陸，而使余幹其饗應之事之故，吾宜漕吾舩，速到其港，謀之舵工，々々辞以風浪起，不便行舟，故明日饗應之事，吾子其代余承當，余復書曰諾，

郡司と森兩名からの書簡が筆者阿万豊蔵に届き，我々（郡司・森）は本日油津に行き，明日の唐人の上陸に備える。その際の饗応を私（郡司傳兵衛）が取り仕切るようにとの命令を受けたため

ある。しかし、風浪のために船が出せないの、君（豊蔵）が私の代わりに担当するようにとの事であった。豊蔵は復書して諾とした。このことについて、平部嶠南『六鄰莊日誌』6月1日と2日の記事がある。「朔，用人郡司傳兵衛・本締森 三木・譯官落合敬助父子ヲ初トノ漂船護送ノ人々油津ヨリ乗船アリ。船ハ八幡丸，外ニ漁船六艘ナリ。二日漂流人等ヨリ頻ニ上陸ヲ願ヒ出ケレハ，外浦龍興寺ニ於テ饗應アリ。句読点：黒木」とある。嶠南も唐人からの強い上陸の要請を受けての許可であると認識している。

二日風雨

是日，從中馬亮左衛門以下許多吏員，到龍興寺，宰吏告飲饌具，乃遣吏員一名，把漁船一隻，迎船上人名上陸，導到龍興寺，船上人名六個到，

往

這寺叫做龍興寺，指壁間所安的書告，這書是朱文公書，

復

美書，

往

須浴，

復

諾，不敢當，多謝々々，

衆皆浴罷，進熟食，

往

不展之簋殮須吃了，

復

不敢當，多謝々々，

既陳酒肴，進之，衆皆飲饌，拜頓陳謝，

往

今日上陸的六個，姓名年紀(22)如何，

復

諾

茅献陽	齡四十六	長五尺六寸四分	有髯
		這是以曲尺度之	
茅年郎	同五十三歲(23)	長五尺四寸五分	有美髯
顧全郎	同三十二歲	長五尺七寸	
陳傳郎	同四十歲	長五尺二寸七分	有髯
蔡旺興	同念九歲	同五尺五寸六分	

施方兵 同三十六歲 同五尺三寸八分

往

護送官員，如日期，昨日既艤官船一隻小船幾隻，在油港，油港距此地，纔二十里，以風波不穩，故阻滯未到，須待明日風息浪靜，到此地，

復

費大老爺心記，今日風浪大，不能來此地，費心々々，多謝々々，

<D>

往

護送官員到來時節，吾將告別，故為賦詩一首，聊祝你們歸鄉，其詩曰，西當大白海茫々，楚水吳山不可望，歸到蘇州為迴首，朝暎出處是斯鄉，

復

多謝々々，

往 (24)

即今上陸人名六個也，今須送去，你一人獨留，以待他船上五個人衆到來，

復

五個水手下船，吾一人在此，如大老爺留吾小人在此，(25) 余乃命吏員一名・輕卒一名，送漂客五個到船上，既而吏員等歸報，送五個人名到船上畢，勸他五個上陸，四個人衆不要上陸，獨拉一個人名到，

往

這位姓名，

復

陸聖良 齡五十四 長五尺四寸有髻

浴之饌之，如初，既而風雨益猛，浪益大，茅猷陽有難色，稟告如左，

風大浪大，落雨不能上船，如何者乎，小船不好遙（搖），如何，

往

止宿這寺是不是，

復

吾在此寺止宿，如好如妙，

報覃
ママ

六月三日

今日風漸轉西，風浪少穩，

往<E>

船上四個人名未上陸的，今日要上陸麼，

復

船上四個，自不要上陸，

往

再三促之，如何，

復

大老爺請他不要上陸，隨他便，吾告稟大老爺，今日天好，不有兩吾小人在此寶寺，費召大老爺，吾小人要下船去，費老爺情意，吾小人不當，此寺老司翁自嶺意，大老爺請吾小人自嶺□（意カ），今日□□□□，多謝々々，零謝々々，

大老爺 六月三日 茅猷陽謝

台殿

往<F>

你們要下船去，吾今須把漁船一隻，送去到本船，是□（好カ），

以上の<E>から<F>までの文章は，原稿本には無い。浄書本は，この原稿本以外にも基づく記録があったわけである。

復(28)

朝食畢，遣吏員一名輕卒二名，送猷陽・聖良到船上，船上張聖揚（楊）稟告如左，

吾小人稟告大老爺的，解日的如風朝（浪カ）雨水，有大々風浪雨的，吾小人在船上小心，自要禁々々，今日天氣好的，吾小人上陸，何以不許的，自何者乎，

往

今你們稟告，昨日風浪在船上小心，今日上陸，何以不許的，自何者乎，今余詳你們所告，蓋似云你今日要上陸，而我不許之者，吾先在龍興寺時節，問茅猷陽，船上四個人名，未上陸的，今日要上陸麼，猷陽答曰，船上四個，不要上陸，隨他便，所以今日不促之而已（已），非不許也，你們若要今日上陸，任你便，如何々々，四個人衆各須商議廻報也，

到沙大（太）壽船上未上陸四個人衆各位，

復

吾稟大老爺所 風浪大船上不有人所望小心，有
船上蛇（舵）•水手要上陸，有天氣不好，船內要禁，有風大
要下錨，有吳氏口色天好上陸可以，茅氏稟吾四人
不要上陸，吾四人不知，大老爺零費心記，吾小人多
謝々々，零謝々々，

往

長官憐恤你們久遠漂盪，所以格外允准一日上陸，
你們四個人衆，不要上陸，吾心不安，故望四個人衆
今日上陸，以體認長官憐恤的至意，以安頓吾們不
安的心情，
吾今將發漁船一隻，迎你上陸，你們體認這意，以待
迎船之到，
到沙大（太）壽船上，未上陸的四個人衆各位

六月三日

復

吾小人稟告大老爺，為吾小人漂盪到此港碇泊，老
爺零費心記，自山如海，你格外看破小人，大老爺的
情意，今日吾小人上陸是好，所蛇（舵）工要服，安有而（四）人
不要上陸，零謝々々，多謝々々，

大老爺

□□□上陸，你老爺不要問，(29)

右往復遣吏員一名，把書相通歸報毛漢四個，掉頭
竟無來意，乃止，

[往] (30)

吾告稟大老爺，所許今日來 官船一隻牽船幾隻
到吾小人本船，送吾到長崎港，吾小人望牽船，吾心
中照即還鄉故國，吾小人求大老爺，速即來牽船可
以，吾求大老爺拾分恩情，切請上朝，當有六月天氣，
次南 (31) 多起出大浪，吾小本船不能還鄉故國，在此地
寶國地方，吾自難意，吾小人海路不熟，吾求大老爺
開恩上朝，送吾小人本船到長崎，吾小人本船可以
朝（早）點還鄉歸帆，多謝々々，零謝々々，
大老爺送吾小人還鄉，好事々々，

六月三日 舵工 吳邵廷 同拜
副 茅獻陽

台殿

復

你們請求還鄉情意懇切，我長官體認你們情意亦至，所以護送官員以去朔日艤船在油港，々々距此地僅二十里，以風浪大起，未到也，須待風息浪靜，到來此港，牽送你船速即到長崎，你們其安心等待，
到沙大（太）壽船上人衆

6月3日に、ようやく風波がややおさまったので、茅猷陽と陸聖良を唐船に送り届けた。ところが、船上の張聖楊が、今日は天候が良いのに上陸を許さないのは何故かと抗議した。飢肥藩としては全く思いもよらない抗議である。上陸を求めなかったのは、上陸を許さないのではない。龍興寺で、茅猷陽に船上の4人を今日上陸させるべきだと述べたとき、茅猷陽が4人は上陸したくないというので、上陸するように催促しなかったのである。けっして上陸を許さないのではない。今日上陸したければ、許可すると説明した。ところが、4人からの書簡には、呉氏の話では天気が良くなれば上陸できるということであった。茅氏が我ら4人は上陸したくない、と述べている事を知らなかった。大老爺に心配をおかけした（零費心記）。まことに感謝にたえないと述べている。飢肥藩サイドは、漁船一隻を出して、あなたがた4人を迎えに行きますとまで述べているけれど、結局、4人は上陸をしないこととなった。飢肥藩への唐人からの筆談書簡に、彼らは上陸しないので、これ以上、彼らに問いかける必要はありません、という決定的な文言がある。茅猷陽の命令によって、4人の上陸の夢ははたされなかったのである。

一転して唐人から帰国の話が出てきたのに対し、6月1日に油津港で準備を調えた船が、唐船を長崎に回送することになっているので、安心して待つように告げている。

原稿本はこの三日までの記事で終る。ここままで、すでに原稿本にない記録が浄書本に存在していたこととあわせて、原稿本以外にも浄書本作成に当たり、典拠となる記録が存在していたことが分かる。前に引用した5月26日付けの豊蔵から郡司傳兵衛宛書簡の中に「別紙筆語写差上申候」とあり、長官の郡司傳兵衛に対し、筆談記録の写しを証拠として提出していたことがわかる。浄書本を作る際に、この様な筆談記録の複写が残っており、参照しえたのである。

(6) 護送官船の外浦到着から長崎への出航まで

四日

官船一隻，小船幾隻到，

五日

今日與護送官員郡司某森某俱到船上，查考船上
所有人名等，相交代，先生亦到，筆話往復，

往

一 本月朔日，我們到油浦（津）港上船，翌日風浪猛起，不

可開船，港口停泊，四日申牌風浪稍收，這地拋錨，所以今朝特來相見，

往

船上人衆，先日不上陸的姓名年紀寫出來，

復

吳邵廷 年紀五十五歲，有髯，長五尺四寸五分，

張聖楊 念三歲，長五尺五寸八分，

朱寶春 四十五歲，有髯，五尺五寸

曹大成 五十三歲，有髯，五尺八寸五分，

[往]

一國法嚴禁不許你們與日本人私下貿易，前日既然戒你，倘有貿易的貨物，老早首告，到長崎被官吏查出來，連我們受苦，所以仔細戒你，

復

吾小人告稟大老爺，吾船中荳餅・荳油・繭紬五六個皮豬，再有貨物，吾小人情願受苦，

往

一吾小人求大老爺切送柴，

復

一晚得了，

往

一方開船的時，你們兩個應上官船，帶碗橙（盛）來飯菜，要你們自己炊烹，我邦人與汝語言不通，嗜欲不同，恐怕我所烹熟，不中你食性，久々慣看自然應得食性，奈何，

復

一吾船水手上官船，他不知自何費大老爺的便飯可以吃得來，所有便醃菜，可也，

往

一你們上官船開帆前一日便好，你們上官船，輪流交代可也，我欲通筆語，茅猷陽・張聖楊他二人奈何，

復

一茅猷陽・張聖楊二人上官船可也，他二人吃飯費你們官船上可也，

往

一我水手要知你船脚入水淺深，怕有閣（攔）淺破碎的患，

復

一船脚入水，深一丈，

往

一船縦横，幾尺，

復

一船横吾尺八尺閏（闊），縦六丈有令（零），

往

一自這地往長崎，海上有兩路，一向南去，到薩摩地方，折向西北去，一向東去，到長門地方，折向西北去，官府既然議定，向東去，所以前日報知瀨海州縣，以護送的事，瀨海應該發小船牽送你船，你們要曉得此意，

復

一曉得々々

4日に護送の官船等が外浦に到着した。翌5日に護送官の郡司傳兵衛・森 三木が唐船上の乗員等を査察した。また落合双石も到り，筆談した。以下，双石との筆談記録が記されている。油津港から外浦への到着が遅くなったわけを述べ，先日2日に上陸しなかった唐人4人の姓名と年齢を提出させた。

出航を目前にして，あらためて私貿易業が嚴禁の事を確認し，不始末があるときは，護送の飢肥藩側にも連累が及ぶことを述べている。これに対して，唐船には荳餅・荳油，繭紬5・6個，皮猪を積んでいるだけであり，もし他に貨物があれば処罰の苦しみを甘んじて受けると述べている。積荷の報告もいかにも大ざっぱである。

また唐人から求められた薪を提供している。

飢肥藩は，人質の食事について，次の提案をしている。

護送船に乗船する人質2人は，自分の碗に米・おかずを盛って来て，自分で調理すること。日本人と中国人とは言葉も通じず，食事の好みも違うので，あなたがた唐人の嗜好にあわないと思う。そのうちに慣れて，日本人の食事を受け入れることができると思うが，いかがかという。これに対して，唐人は日本側の食事が粗食であってもよろしい，つまり同じものを食べるという。

飢肥藩は，筆談のできる茅猷陽と張聖楊の2人を人質にしたいことを告げている。唐人は，その提言を受け入れ，食費を乗船後に支払えばよいかを尋ねている。

出航にあたり，座礁しないために，唐船の船脚（船底の水に入る部分）の長ささと幅を確認している。この沙船は，1丈の船脚をもっていた。また横幅8尺，長さ6丈余であった。

次に，海路に2つあり，1つは南に行く時計廻りの薩摩経由，もう1つは東廻りのルートである。

すでに飢肥藩は東廻りを決定している。(32) そこで、先日すでに長崎までの道のりの途次の各藩に連絡して、護送の依頼を済ませた。各藩は、小船を出して唐船をリレーして曳きおくることになっている。(33) 唐人にこのことを曉得せしめた。

六日

是日余乘小船一隻，與護送官員，及漂船毛漢等別去，余有送先生叙，録左，
 皇安政二年夏五月十一日晡時，忽報有異船一隻，到折生迫港，官命余，往探其動靜，余乃投袂起，疾走趣（趨）之，到則黄昏，余則駕小舟，往到異船，辮髮人在船上，招々，余則上之，觀其動靜，船上無有兵器銃礮，彼欣余來，拜頓畢，舉手動口，為漂盪流離之狀，有請哀求憐之意，余乃知其無他虞，報之官，々乃使余應接之，於是，翼（翌）日又往，余既非譯官，又拙文辭，然而言語不相通，不得不以筆語應接焉，我有所問，彼不達其意，彼有所言，我不通其詞，意會忖度所解，僅得十一於千百，乃知舵工吳邵廷・副茅獻陽以下十一名，以彼咸豐四年十一月廿五日開洋，逢颶漂盪，十二月廿八日，到皇州只齊嶋碇泊，又遷浦戶港，而後漂到此地也，余又報之官，々以此地非好港，恐其有不虞之變，又命余護送于外浦港，既而命吏雙石先生通話，究其所情願，先生既到，以象胥氏(34)之事相應酬焉，如宮唱而商應，如雄鳴而雌和，如此隣之人，相與談話者，而後彼意始瞭然，蓋其所情願，在護送長崎，跟隨彼港所在商船，歸其故鄉，先生乃稟之官，余以為官既傷彼流離，護送到此，必得許其所請，遂護送長崎，命之未下也，竊謂余既護送在此，雖不及毛遂(35)之敏捷乎，或得列十九人之後，既而命下矣，二十人中無余名矣，乃審其所命，郡司某，為護送正員，森某，為其貳，命先生為通事官，令息某副焉，他如醫師史胥，亦皆一時之選也，而學中子弟，往々有請而隸從者，然則是行也，前有光，而後有輝，其於護送之事乎何有，雖有毛遂之錐，亦焉有所見其末乎，況於余雖既利鈍乎，然而於是行，余私有所欽羨也，其解纜乎此港，帆曉風於紫洋，泊明月於赤關，而後經嶋過峽，渡玄界〔灘〕，達長崎也，其詩必有探驪龍之珠者，其文必有極波瀾之變者，當是時，余得執筆侍其後，其無懷如何乎，既畢事 鎮臺，暇日乃游清蘭二館，與其兩

国僮父等相接焉，見其所未見，聞其所未聞，而後歷
肥筑，游二豊，討（訪）其名區，觀其文物，必將有綵筆生光，
篇什連璧者，當是時，余得侍其後，浮一大白（36），其快樂
如何乎，是皆果不可得也，臨其行也，乃獨唱南華山
木之第二章，而叙其惜別之情而已（已），

唐船護送の一行が、長崎に向けて出航するに当たり、豊蔵は、小舟に乗り護送の官員・唐人と別れを惜しんだ。その際に落合双石に贈った豊蔵の書簡を、末尾に載せている。はじめにこれまでの経緯を述べている。すなわち5月11日に折生迫に唐船が漂着したこと。筆談によって、この漂着船が11名の乗る唐船であり、咸豊4年11月25日に出航したが、嵐にあつて漂流したこと。12月28日に土佐の只齊嶋に漂着したのち浦戸港に曳航されたことを知った。のち再び漂流して折生迫に漂着し、豊蔵が命じられて外浦に護送した。

阿万豊蔵は、唐船護送の20人に選任されることを切に願っていたのに、選に漏れたことがまことに残念至極であった。この唐船護送の仕事が終ってから唐・蘭館の見物、両国人との対面や、肥・筑・二豊の遊旅にまで思いをはせて、「浮一大白，其快樂如何乎」とのべ、これ皆はたして得べからずと落胆しながらも、南華山木の第2章を独唱し、唐人を送っている姿がえがき出され、同情を禁じ得ない。長崎護送随行の一員に加えられず、これまでの唐人接遇の努力が報われなかった悲哀に満ちている。阿万豊蔵の記録はここで終わっている

さて、この後の唐人護送の一行の動きは、平部僑南『六鄰莊日誌』8月3日の条に、「長崎マテ漂船護送ノ人々、昨日油津ニ帰帆アリ。郡司傳兵衛・森 三木等ハ細島ヨリ上陸ノ歸ル。落合雙石翁ハ小村良甫（後ニ良輔ト改ム）・平部定助等ト共ニ、長崎ニ滞留セラル。（）内割注，句読点：黒木」とある。すなわち、漂着唐人を上陸させる等の幕法違反にもかかわらず、無事に勤めを果たし、護送の官船は8月2日に帰帆した。長官の郡司傳兵衛と元締め森 三木等は、細島で上陸して、安全な陸路をとって帰藩したのである。落合双石等は、長崎で遊んでいる様子。豊蔵も、さぞかし長崎に滞在したかったことであろう。

3. 小 結

宮崎県立図書館に架蔵されている清武郷の阿万豊蔵の関係文書（阿万豊蔵文書）の中に、安政2年折生迫漂着唐船の史料二本が伝存していた。小稿では、その浄書本をもとに、原稿本と対比しながら、本漂着船に対する飢肥藩の対応を紹介してきた。その中で、浄書本は原稿本以外の資料をも典拠としていたことがわかった。それは、往復書簡やその写しであるけれど、現存しない。筆談のやり取りは、短冊状の紙片に墨筆で書かれたものであり、その一部は原稿本に貼付してある。

さて本漂着船は、中国北洋沿海交易を担っていた江南沙船であった。楊州府通州海門県の沙太壽の持ち船である。ところが一方、船籍地は異なっており、登録番号は太倉州大河県1甲130号であった。沙太壽船は持ち主・乗務員の所在地と船籍地が異なっていたのである。(37)

また本船の舵工は呉邵廷，副が茅献陽である。あわせて乗組員11人全員の氏名・年齢等の記録をまとめて記すと，次の通りである。

呉邵廷	55歳	長5尺4寸5分	有髯
茅献陽	46歳	長5尺6寸4分	有髯
茅年郎	53歳	長5尺4寸5分	有美髯
顧全郎	32歳	長5尺7寸	
陳傳郎	40歳	長5尺2寸7分	有髯
蔡旺興	29歳	長5尺5寸6分	
施方兵	36歳	長5尺3寸8分	
陸聖良	54歳	長5尺4寸	有髯
張聖楊	23歳	長5尺5寸8分	
朱寶春	45歳	長5尺5寸	有髯
曹大成	53歳	長5尺8寸5分	有髯

これらの乗員の人間関係については，江南の同郷人であること，茅献陽と茅年郎は兄弟である事がわかる。

また，ここに見えるとおり，年齢身長と頬ひげがあるかという外貌について記されるのみであり，宗教的事項についての記録が無い。5月18日に落合双石が邪蘇天主教の信者がいないかを問うたのにたいし，唐人からのいないという返事を受けただけにとどまっている。各人の信仰についての確認をしていない。幕末期には，キリシタンについての関心が薄くなっているとみてよいか。

また，上陸させて接遇し，あまつさえ茅献陽と陸聖良の両名を宿泊させるという幕法違反を犯していることについても，長崎でのとがめを受けることがなかったものとみえる。積荷については，そのリストをとっており，私貿易厳禁を繰り返し注意している。しかし，緊迫感に欠けるのは，阿万豊蔵の人柄によるのであろうか。

次に，本漂着船が山東省即墨県金口で商売をし，11月25日に出航したのち漂流してからの顛末を整理しておきたい。まず土佐に流れ着いた。4月20日に出帆（38）の後，再び漂流し，5月11日に折生迫に漂着。2日後に外浦港に向けて曳航され，翌日到着。6月6日に長崎に向けて出航するまでの22日間を外浦で過ごした。あわせて飢肥藩での26日間の記録を中心に，その前後の事項をまとめると，次の通りである。

咸豊4年（安政1年）

11月22日山東省即墨県金口で商売。

25日金口を出航。その直後に嵐にあって漂流した。

12月28日土佐の只齊嶋に漂着し，のち浦戸港に曳航された。

安政2年

- 4月20日浦戸港を出帆。(『大日本古文書』幕末外国関係文書12)
- 5月11日折生迫に漂着。明教堂教授の阿万豊蔵が命じられて唐人と筆談。漂着船であること、船体の観察により、漠然と船籍・船名等を知る。
- 12日乗組員が11人であること、積荷の概要の確認。
- 13日夕刻、撻船20隻により、唐船を曳いて折生迫を出航し、外浦に向かう。
- 14日午後2時に外浦到着。
- 15日大雨のため、飢肥藩の官員は乗船しない。
- 16日唐船が上海と東北地方・山東を結ぶ江南の沙船であることが分かる。
- 17日飢肥藩が本船の正式な船名を知る。長崎護送の藩命が下る。
- 18日飢肥藩が唐人に対してキリシタン禁教の事、私貿易厳禁の事を確認。
- 21日飢肥藩が唐人に煙草1斤と酒3升を贈る。
- 24日飢肥藩が6月初頭に長崎へ護送すること、及び質唐人2人の事などを唐人に伝達した。しかし、唐人はすぐに出航するように要求する。
- 25日阿万豊蔵は、唐人との筆談に自信が無いため、落合双石の再駕を請うが退けられる。
- 26日阿万豊蔵が唐人に、出航の日時や質唐人等について説得した。
- 28日唐人(張聖楊)から強い上陸の要請があった。豊蔵は長官の郡司傳兵衛に上陸饗応の事を願い出る。
- 29日飢肥藩が綿糸・縫い針を唐人に提供。
- 30日飢肥藩が唐人饗応の事を許可する。
- 6月1日護送官が油津港で八幡丸に乗船。阿万豊蔵が、郡司傳兵衛と森三木から、2日の唐人饗応の事を委せるとの命令を受ける。
- 6月2日漂流人を外浦龍興寺で饗応する。ところが風浪がはげしくなり、唐人2人が龍興寺に宿泊する。また唐人のうち4人は上陸しないとの事であった。
- 3日上陸しなかった4人から烈しい抗議があり、もめたけれど、結局、4人から上陸しないとの申し出があり、一件落着。
- 4日護送の官船八幡丸1艘と漁船6艘が外浦に到着。
- 5日郡司傳兵衛・森三木が唐船に乗り、乗員全員の人名等を査察した。入れ替わりに落合双石が唐船に乗り込み、出航にあたっての諸注意を述べた。
- 6日唐船護送の一団が、長崎に向けて出航。この日、豊蔵は落合双石宛に、この護送のメンバーに加えられなかったことの悔しさを伝える。
- 8月2日護送官船が無事に油津に帰帆。ただし、郡司傳兵衛・森三木等は細島より上陸して陸路をとる。落合双石・小村良甫・平部定助等は、長崎に滞在。

註

- (1) 黒木國泰「安政2年折生迫漂着江南沙太壽商船について(上)」『宮崎女子短期大学紀要』第21号を参照。
- (2) 松浦章氏の一連の中国沿海商船についての優れた業績に学ぶところが大きい。とくに以下の論文が

ら学恩を受けた。「清代江南船商と沿海航運」『関西大学文学論集』第34巻第3・4合併号。「清代末期の沙船業について」『関西大学文学論集』第39巻第3号。「清代沿海商船の紀州漂着について」『東西学術研究所紀要』第20輯，1987年。『文化五年土佐漂着江南商船郁長發資料』（関西大学東西学術研究所資料集刊13-4，1989年）解題。

- (3) 「昨」は，原稿本では「先」。
 (4) 「我朝點送」は原稿本では「急速開洋」。
 (5) 「我王上」は，原稿本には「是長官」。
 (6) 而のあと，原稿本には「徒以簡書往復，或庶乎不可」とあるほか，原稿本との異同が多い。
 (7) 「筆話」は原稿本には「筆語」。
 (8) 「至」は原稿本には「到」。
 (9) 原稿本では，後のの箇所（28日）に出ている。原稿本のこの箇所に○印があり，後に記されるこの文章が，ここに掲載されるべき事を示している。前後の問答の流れからも，26日のこの箇所が妥当と思われる。ただし，文末の「是不是」を除き，筆談の文書ではなく地の文である。
 (10) 原稿本では「這」。
 (11) 「時山時海」は，5月30日の「事山事海」，6月3日の「自山如海」と同じく，高い山や深い海のような厚い温情を受けた事の例えである。
 (12) 原稿本には唐人が借りていた家貨の返却についての次の文がある。

吾告稟

大老爺所借小船一隻，所用家貨
 用好，家貨還之可也，
 大老爺上公

五月廿八日 栗貝
栗貝

- (13) 原稿本にはここに1文あり，船上の唐人の中には碁を好むものがあるかの往復書簡がある。

往

船上人衆有好碁的麼

復

所有水手下碁芥白相
芥
 不有好碁

- (14) ここは29日に，前日28日の張からの書簡を引用しているわけである。
 (15) 「語国」は貴国の意。
 (16) 準は許の意。以下同じ。
 (17) 原稿本では「你」。
 (18) 原稿本には，ここに「水手顧全郎」ほか9人の人名あり。読みがカナ（蘇州方言）で記される。筆談記録の生の形を伺わせる。茅献陽が記したものであるので，彼自身の名が無い。また呉郡廷が落ちているのは，呉も茅献陽とともに，その場にいるためであろう。茅と呉が唐人を代表して飢肥藩と折衝しているのである。

水主顧氏名 顧全郎

張氏必（張聖楊のことか） 茅氏名年郎 吾哥〃

施名方兵 你們令息麼

哥〃

不知何謂弟兄

朱氏寶春

サイ ヨシレン
蔡氏旺興
ジン セーラー
陳氏傳郎
ロツ センリョウ
陸氏聖良
サウ ターセン
曹氏大成

- (19) 原稿本には詩があるが省略する。
 (20) 原稿本では、この文章は「六月朔日」のものとする。
 (21) 「嶺意」は厚意。
 (22) 「年紀」は原稿本では「乃齡」。
 (23) 原稿本に「猷陽兄」とあり。ここに見える髯の有無の記述は原稿本には無い。
 (24) この3行は原稿本では<D>にある。
 (25) ここから後は豊蔵の地の文である。
 (26) 残念ながら、龍興寺は現存しない。関係文献も伝存しないという。
 (27) 「嶺意恩深・自山如海」は、山のように高い厚意、海のように深い恩情の意である。前出（註11）の「自山時海」「事山事海」と同じ意味である。
 (28) 「復」は、豊蔵の地の文の後に入るべきである。
 (29) この一行は原稿本の5月28日の箇所貼ってある文章「他們不上陸，你老爺不要問他」であろう。
 (30) この唐人からの往書は、原稿本にはない。
 (31) 次南は南方に向かう、の意である。
 (32) 黒木「安政2年折生迫漂着江南沙太壽商船について—上—」127ページ。
 (33) 各藩が協力して、長崎への護送りレーを行った記録については、安政2年に高鍋藩に漂着の唐船を護送したときの記録が最も詳細である。高鍋町立図書館所蔵『安政二乙卯年唐船渡来高鍋美々津書状控』を参照。
 (34) 象胥氏は『周礼』にみえる周官の名。通訳官のこと。
 (35) 毛遂は戦国時代趙の人。豊蔵は『史記』の「毛遂自薦」に自らをなぞらえて、長崎に同行できぬ悔しさを述べている。
 (36) 浮一大白は大杯での飲酒。
 (37) ただし、太倉州「大河県」は、行政上存在しない。不明である。なお、松浦 章「清代末期の沙船業について」41ページに、経営者と乗組員とが地理的に隔絶した沙船の事例をあげている。
 (38) 『大日本古文書』幕末外国関係文書12の安政2年7月9日付、飫肥藩主伊東祐相から老中宛の報告書による。

〔補註〕「覃」は（上）では「譚」と読んだけれど、「單」とも「草」とも読めるので、後考を待つ。

付記

宮崎県立博物館の岩切悦子先生に、史料の所在等についてご示教を受けた。いつもの事であるが、台湾中央研究院 ISSP の朱 徳蘭博士・劉 序楓博士に懇切なご教示をうけた。

また、阿万豊蔵の郡司傳兵衛宛書簡の解説について、宮崎県史編さん室顧問の永井 哲雄先生及び黒木 和氏の教えを受けた。末筆ながら、上記の諸氏に感謝申し上げる次第である。

〔1995年12月10日受理〕